

越前おおの農地むすびに関する注意事項

1 越前おおの農地むすびの利用要件

越前おおの農地むすびに登録された農地の利用を希望する者（以下、「農地利用希望者」という。）は、次のいずれかの要件を満たすことが必要です。

- (1) 権利取得後も全ての農地を耕作することができ、労働力や通作距離に問題がなく、地域と調和した農業経営又は地域活動ができる者
- (2) 新規就農希望者の場合は、本市へ就農相談を行い、農業経営の実務経験・研修経験等により、(1)に掲げる要件を満たすと認められる者

2 農地所有者等への情報提供

農地利用希望者が上記1の要件を満たすと大野市が認めたときは、農地所有者等に対して農地利用希望者の情報を提供します。

3 農地に関する交渉など

- (1) 農地に関する交渉などは、農地所有者等及び農地利用希望者で直接行ってください。
- (2) 大野市及び大野市農業委員会は、農地に関する交渉並びに売買又は貸借の契約の媒介並びに代理をする行為には関与いたしません。

4 個人情報の取扱い

個人情報の取扱いについて、次の事項を遵守し、適正に取り扱ってください。この登録が抹消された後も、同様とします。

- (1) 個人情報を他に漏らし、又は自己の利益若しくは不当な目的のために取得、収集、作成及び利用しないこと。
- (2) 個人情報をき損及び滅失することのないよう適正に管理すること。
- (3) 越前おおの農地むすびから取得した個人情報にあっては、当該個人情報を市長の承諾複写又は複製をしてはならないこと。
- (4) 保有の必要がなくなった個人情報は、適切に廃棄すること。
- (5) 個人情報の漏えい、き損又は滅失等の事案が発生した場合は、市長に速やかに報告し、その指示に従うこと。

5 登録の抹消

次のいずれかに該当したときは、越前おおの農地むすびの登録を抹消します。

- (1) 登録抹消の届出があったとき。
- (2) 当該農地に係る所有権その他の権利に移動があったとき。
- (3) 登録内容を偽っていたことが判明したとき。
- (4) 登録申請日から5回目の12月31日を迎えたとき。
- (5) その他、市長が越前おおの農地むすびの登録を抹消することが適切と判断したとき。

6 その他

越前おおの農地むすびは、希望の農地が見つかることを約束するものではありません。